

見安小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめ防止等のための施策

(1) 「見安小学校いじめ防止基本方針」の策定

- ① 学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を、「見安小学校いじめ防止基本方針」（以下「見安小基本方針」）として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組む。
- ② 「見安小基本方針」に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱えこんだり、学校がいじめを隠したと誤解されることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員の対応ではなく組織として一貫した対応を行う。
- ③ 「見安小基本方針」において、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制に努める。
- ④ 「見安小基本方針」に、いじめを行った児童に対する具体的な対応方針を定め、再発防止に努める。
- ⑤ 「見安小基本方針」については、学校のホームページへの掲載等を通じ、保護者、地域住民に周知するとともに、児童に対し、その内容を説明する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

- ① 「見安小学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。そのため「いじめ防止対策委員会」は、「見安小基本方針」やマニュアル等におい

て、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定める。

- ② 「いじめ防止対策委員会」は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学級担任、学校医等から構成し、可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させ実効性のある人選とする。
- ③ 「見安小基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施にあたっては保護者や児童の代表、地域住民などの参画を図る。
- ④ いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、児童に最も接する機会の多い学級担任が加わり、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的つながりや同僚性を向上させる。
- ⑤ 学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とする。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童が、心の通い合うコミュニケーションを図る能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるよう、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑤ 「いじめ防止子ども委員会」を設置し、児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑥ 情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルに関する指導の充実に努める。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与え

かねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては、刑事上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。

- ⑦ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、小学校に入学する児童、生徒に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組等、就学前から小学校、さらに中学校との円滑な接続を図る。
- ⑧ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、児童一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細やかな指導・支援に努める。
- ⑨ 特に配慮の必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑩ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いに協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑪ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。

(2) いじめの早期発見

- ① 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 年度当初に適切に計画を立てた定期的(6月、9月、12月)に実施する生活アンケート調査、個人面談、日記や連絡帳の記述、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童からの相談に対しては必ず迅速に対応する。
- ③ 児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときには、情報を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的な対応を取る。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ② いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心

・安全、健全な人格の発達に配慮し、必要に応じて専門的見地からの分析、助言等を踏まえ指導する。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

また、保護者に対しては、迅速かつ正確に情報を伝えて理解を得るとともに人間関係を築き、支援を行う。

- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑥ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。
- ⑦ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑧ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること被害児童が、心身の苦痛を感じていないことが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされて、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

4 地域や家庭との連携

例えば学校とPTA、地域の児童の健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度等を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対処する。いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会と連携して対処する。